

第 1 章 総論

第1節 「杵築市保健医療福祉総合計画 2024」の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

本市では、これまで、「杵築市地域福祉計画」、「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」をはじめとする保健・福祉の各部門計画を高齢者、障がい者、こどもなど、それぞれの分野ごとに策定し、施策を推進してきました。また、地域ケア会議等を通じ、地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築に向けて取り組んできました。

しかしながら、核家族化、ひとり親世帯の増加、地域のつながりの希薄化等、社会情勢の変化により家族内又は地域内の支援力が低下しているという状況の中で、様々な分野の課題が絡み合って複雑化したり、家族単位で複数分野の課題を抱えている場合など、既存の制度や福祉サービスの枠組みの中だけでは課題の発見や解決が困難な場合が増えてきており、それぞれの分野が相互に連携する総合的な施策の展開や包括的かつ継続的な支援体制の構築及び関係する人々が協働して課題解決に向け取り組んでいく仕組みが必要となりました。また、国においては、高齢者・障がい者・こどもなど全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の概念が示され、地域包括ケアの考え方を全世代・全対象に拡大し地域共生社会を実現することが今後の社会福祉の方向性として提示されました。

このような背景の中で、全世代に対応した地域包括ケアシステムの構築という共通認識のもと、保健・医療・福祉の各種サービスの基礎となる各部門計画について一体化した総合的な計画として「杵築市保健医療福祉総合計画」を2018年度に策定し、地域住民の複雑化・複合化した課題や福祉ニーズに対応する支援体制の構築に取り組んできたところです。

これまでの取り組みを進展させ、「地域共生社会」を推進するため、2023年度で計画期間を終了する「杵築市保健医療福祉総合計画」を改定し、新たに「杵築市保健医療福祉総合計画 2024」を策定するものです。

(近年の主な地域福祉に関する制度等、国の動向)

法律等	内容
介護保険法改正	令和3年4月施行。①地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、②医療・介護のデータ基盤の整備の推進、③介護人材確保及び業務効率化の取組の強化等の所要の措置を講ずる改正が行われ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制の整備が進められています。
障害者総合支援法(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)改正	令和6年4月施行。①障害者等の地域生活の支援体制の充実、②障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進、③精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備、④難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化、⑤障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備等について改正が行われ、障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害者等の希望する生活を実現するための措置を講ずることとされています。
障害者差別解消法改正	令和6年4月施行。国・地方公共団体・民間事業者等に障害を理由とした差別的取扱いを禁止するとともに、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすること等が求められています。改正に伴い、民間事業者について努力義務であった合理的配慮の提供が義務化されます。
こども基本法	令和5年4月施行。こどもに関する様々な取組を講ずるに当たっての共通の基盤となるものとして、こども施策の基本理念や基本となる事項を明らかにすることにより、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な基本法として制定されました。こども基本法では、現行の「少子化社会対策基本法」、「子ども・若者育成支援推進法」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の3つの法律に基づく施策の大綱が一本化されることとなり、全体として、統一性のあるこども施策の実施が図れるようになっていきます。
生活困窮者自立支援法改正	平成30年10月施行。①就労準備支援事業と家計改善支援事業について、その実施を努力義務とする、②こどもの学習支援事業について、生活習慣・育成環境の改善に関する助言、教育及び就労(進路選択等)に関する相談に対する情報提供、関係機関との連絡調整を実施、③居住支援について、居住に困難を抱える人で地域社会から孤立している人などを対象に一定期間、訪問による見

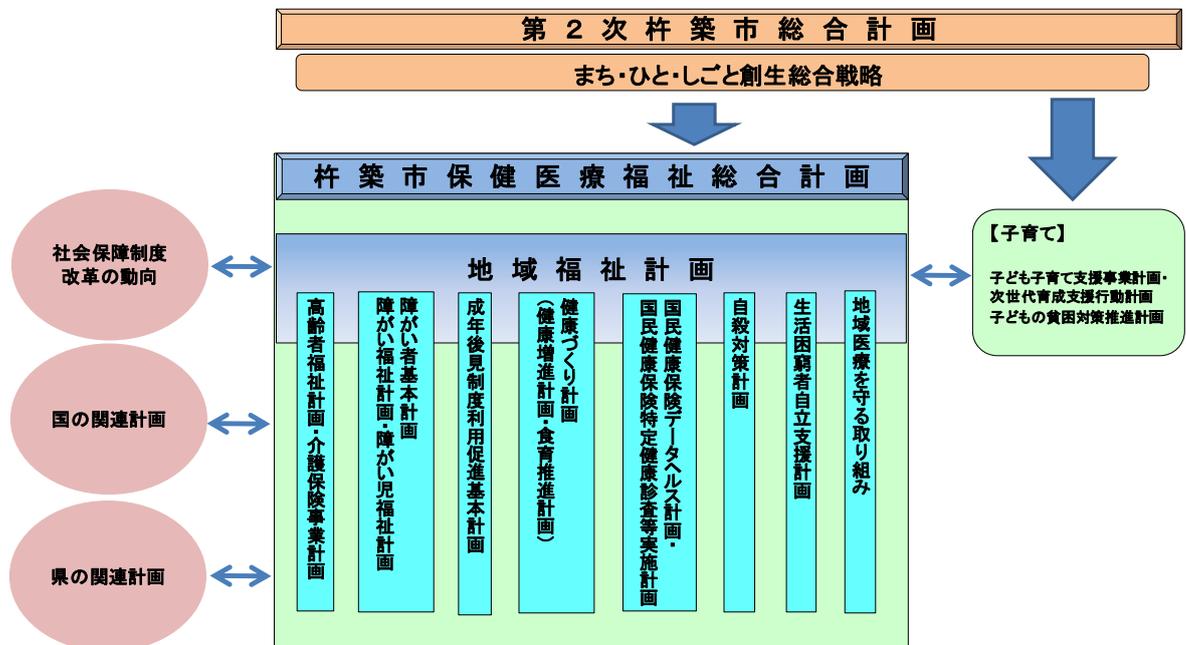
	守りや生活支援等日常生活を営むのに必要な支援の実施等、生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化が図られています。
児童福祉法改正	令和6年4月施行。全ての妊産婦・子育て世帯・こどもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センターの設置を努力義務とし、支援を要するこどもや妊産婦等への支援計画（サポートプラン）を作成する。訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業の新設等、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化を図ることとされています。
社会福祉法改正	令和3年4月施行。地域共生社会の実現を図るため、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う、新たな事業（重層的支援体制整備事業）が創設されました。
地域共生社会の実現	支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」を目指すこととされています。
地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律	平成30年4月施行。社会福祉法や介護保険法等、福祉に係る法律の包括的改正。高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されることを目的とし、①地域包括ケアシステムの深化・推進（保険者機能の強化、医療・介護連携の推進、地域共生社会の実現に向けた取組の推進）②介護保険制度の持続可能性の確保を図ることとされています。
健康増進法改正	令和2年4月施行。多数の者が利用する施設等の区分に応じ、喫煙を禁止するとともに、施設等の管理について権原を有する者が講ずべき措置等について改正が行われ、望まない受動喫煙をなくすこととされました。
孤独・孤立対策推進法	令和6年4月施行。国及び地方において総合的な孤独・孤立対策に関する施策を推進するため、その基本理念や国等の責務、施策の基本となる事項、国及び地方の推進体制等について定めるものです。地方公共団体は、孤独・孤立対策を推進するために必要な連携及び協働を図るため、当事者等に対する支援に係る機関及び団体、支援に係る職務に従事する者その他の関係者により構成される孤独・孤立対策地域協議会を置くよう努めるものとされています。
第二期成年後見制度利用	令和4年3月閣議決定。①成年後見制度の見直しに向けた検討、

促進基本計画の策定	市町村長申立て・成年後見制度利用支援事業の見直しに向けた検討、権利擁護支援策を充実するための検討を行う。②成年後見制度の運用改善等や、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりに積極的に取り組むことを目標に、地域共生社会の実現に向けて、権利擁護支援を推進するための施策を実施していくこととなります。
-----------	--

2 計画の位置づけ

本計画は、各計画の根拠となる法令の規定等に基づき、保健・医療・福祉に関する各種サービスの基礎となる8の各部門計画と地域医療を守る取り組みについて整理し、一体的な総合計画として策定するものです。このうち地域福祉計画については、特に保健・医療・福祉の各分野における共通基盤となる地域福祉推進の方向性を定めた各部門計画の上位計画として位置づけています。

また、本計画は社会保障制度改革の動向を踏まえるとともに、市の最上位計画である「第2次杵築市総合計画」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」をはじめ、国・県の関連計画との整合、本市の保健・医療・福祉等に関連する他の計画（子ども子育て支援事業計画・次世代育成支援行動計画、子どもの貧困対策推進計画）との連携・整合を図りながら策定します。



(各計画の根拠法令等)

計画名	根拠法令等
地域福祉計画	社会福祉法第107条
高齢者福祉計画・介護保険事業計画	老人福祉法第20条の8 介護保険法第117条
障がい者基本計画 障がい福祉計画・障がい児福祉計画	障害者基本法第11条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条 児童福祉法第30条の20
成年後見制度利用促進基本計画	成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条
健康づくり計画 (健康増進計画・食育推進計画)	健康増進法第8条 食育基本法第18条
国民健康保険特定健康診査等実施計画・ 国民健康保険データヘルス計画	高齢者の医療の確保に関する法律第19条 国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針
自殺対策計画	自殺対策基本法第13条
生活困窮者自立支援計画	生活困窮者自立支援法
地域医療を守る取り組み	—

3 保健医療福祉総合計画とSDGs（持続可能な開発目標）との関係性

SDGs（持続可能な開発目標）とは、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2015年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された17の国際目標です。日本においても「SDGs実施指針」を策定し、取組が進められています。

こうした動きを踏まえて、本計画はSDGsの考え方を盛り込んだ計画となっており、本計画を推進していくことで、本市におけるSDGsのさらなる推進につなげていきます



(参照) 持続可能な開発のための2030アジェンダ（国際連合広報センター）

4 計画期間

本計画の計画期間は、中・長期的な視点から施策・事業に取り組むものとし、令和6年度(2024年度)を初年度とする令和11年度(2029年度)までの6年間とします。

なお、「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」については、法令の規定等により計画期間を3年間とし、令和8年度(2026年度)に見直しを行います。あわせて保健医療福祉総合計画全体についても必要に応じて見直しを図ります。

なお、今回の計画に含まれない福祉の計画である「子どもの貧困対策推進計画」、「子ども子育て支援事業計画・次世代育成支援行動計画」については、本計画の第3期の改訂時期(令和12年度)に合わせて整理を検討します。また、社会情勢の変化等を踏まえ、計画の見直しの必要性がある場合には、柔軟に対応するものとしします。

	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
保健医療福祉総合計画	第1期			第2期			第3期									
地域福祉計画	第3次			第4次			第5次									
介護保険事業計画 高齢者福祉計画	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期										
障がい者基本計画	第2期			第3期			第4期									
障がい福祉計画・ 障がい児福祉計画	第5期(第1期)	第6期(第2期)	第7期(第3期)	第8期(第4期)	第9期(第5期)	第10期(第6期)										
成年後見制度利用促進基本計画	第1期			第2期			第3期									
健康づくり計画 (健康増進計画・食育推進計画)	第2次(後期)			第3次												
自殺対策計画	第1期			第2期			第3期									
国民健康保険特定健康診査等実施計画	第3期			第4期			第5期									
国民健康保険データヘルズ計画	第2期			第3期			第4期									
生活困窮者自立支援計画	第1期			第2期			第3期									
地域医療を守る取り組み	H30～R5を見据えた長期構想			R6～R11を見据えた長期構想			R12～R17を見据えた長期構想									
子どもの貧困対策推進計画	第1期	第2期	第3期	第4期												
子ども・子育て支援事業計画・次世代育成支援行動計画	第1期	第2期	第3期	第4期												

5 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、幅広い関係者からの意見を反映する場として、保健・医療・福祉関係者、学識経験者等により構成する「杵築市保健医療福祉総合計画策定委員会」を設置し、計画内容に関する審議を図りました。また「介護・高齢者部会」、「障がい者部会」、「子ども・健康づくり部会」の3つの専門部会を設け、分野ごとの検討を進めました。

さらに、計画素案の段階において、令和6年1月5日から令和6年2月5日までの期間パブリックコメントを実施し、広く市民からの意見を募集し、市民意見を反映させた計画策定に努めました。

第2節 市の概況

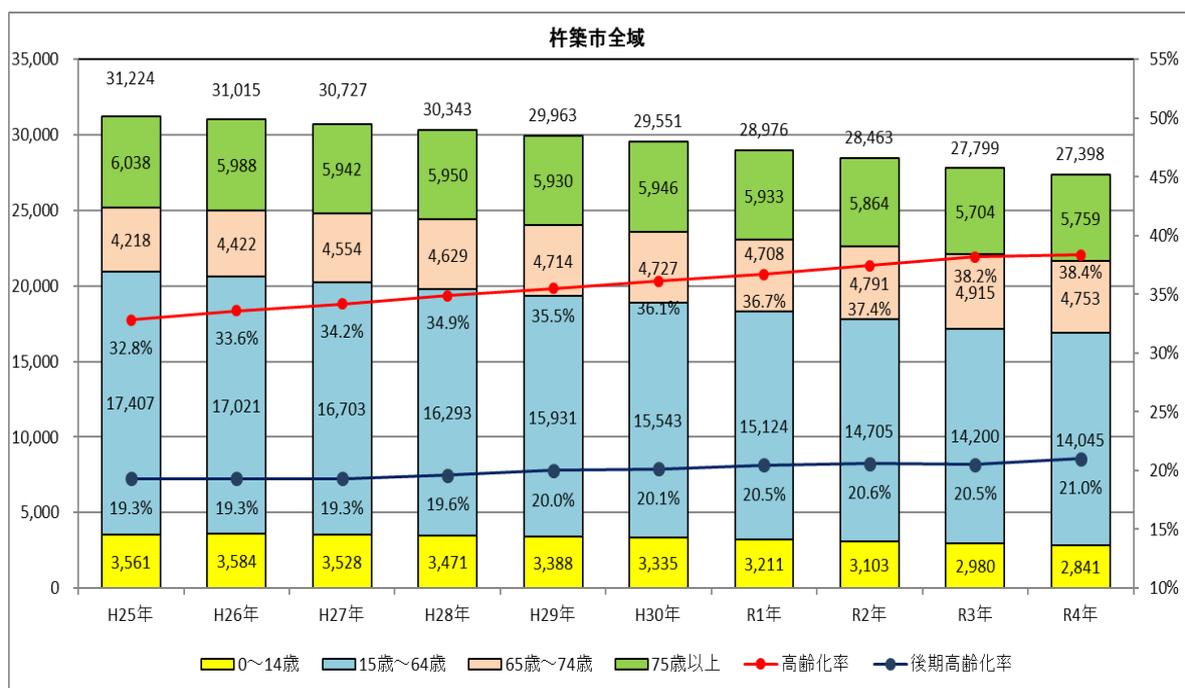
1 人口と世帯等の状況

(1) 人口の推移

本市の総人口については、平成25年以降は減少の一途をたどり、令和4年9月末時点では27,398人となっており、平成29年9月末(29,963人)と比較して、5年間で2,565人(8.6%)の減少となっています。

また、人口構造別にみると、令和4年9月末時点で、年少人口2,841人(10.4%)、生産年齢人口14,045人(51.3%)、高齢者人口10,512人(38.4%)となっており、平成29年9月末と比較し、年少人口は547人の減少、生産年齢人口は1,886人の減少、高齢者人口は132人の減少と、すべての年齢区分で減少しています。

人口及び高齢化率の推移(人、%)

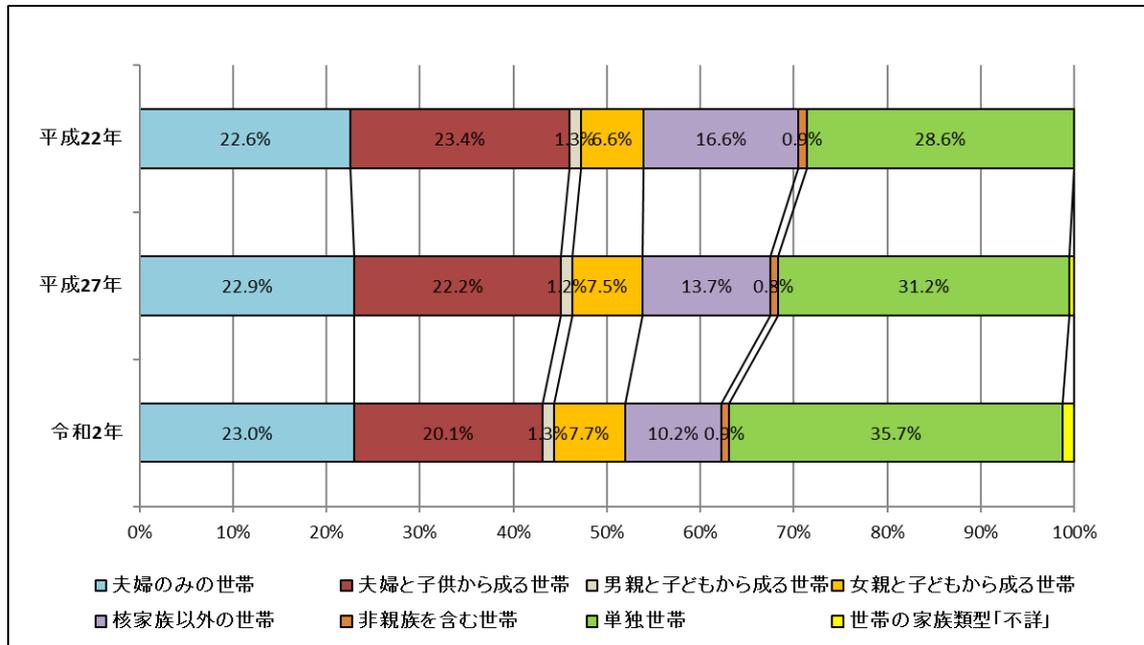


資料：住民基本台帳 各年9月末現在

(2) 世帯の状況

一般世帯の家族構成比をみると、「単独世帯」(H22:28.6%→R2:35.7%)の割合が増加傾向にあります。

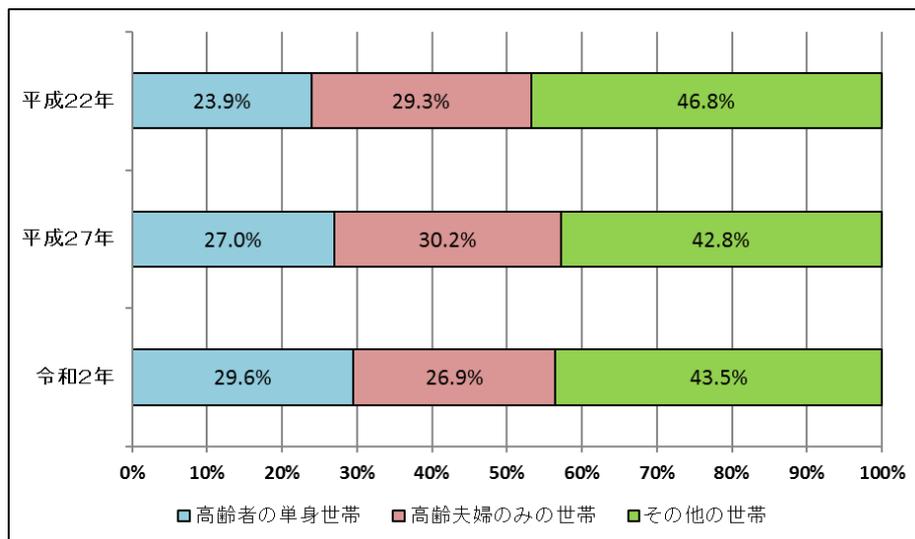
世帯の家族類型 (%)



資料：総務省「国勢調査」 各年10月1日現在

また、高齢者のいる世帯のうち、「高齢者の単身世帯」(H22:23.9%→R2:29.6%)の割合が増加傾向にあり、高齢者のみの世帯が、高齢者のいる世帯の56.5%と半分以上を占めています。

高齢者のいる世帯に占める高齢者の単身世帯等の構成比の推移 (%)

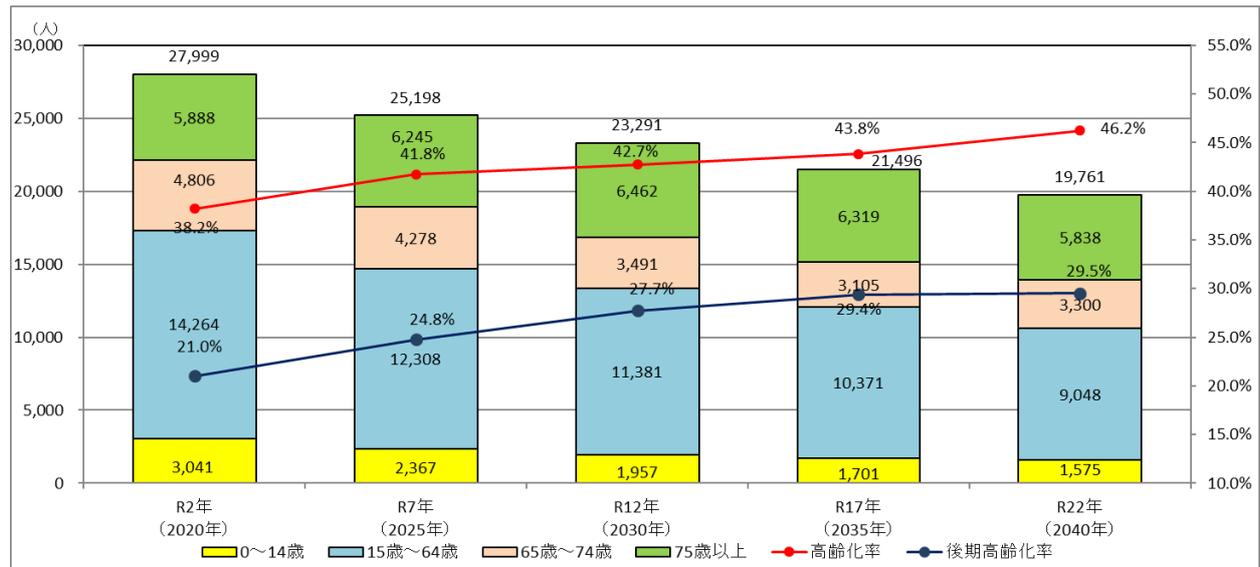


資料：総務省「国勢調査」 各年10月1日現在

2 将来人口推計

将来人口について、令和4年に27,398人であった本市の人口は、令和22年には、約28%減の19,761人と推計されており、急速な人口減少と高齢化の進展、生産年齢人口の大幅な減少が見込まれます。

人口及び高齢化率の将来推計（人：％）



出典：「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）

第3節 目指すべき将来ビジョンについて

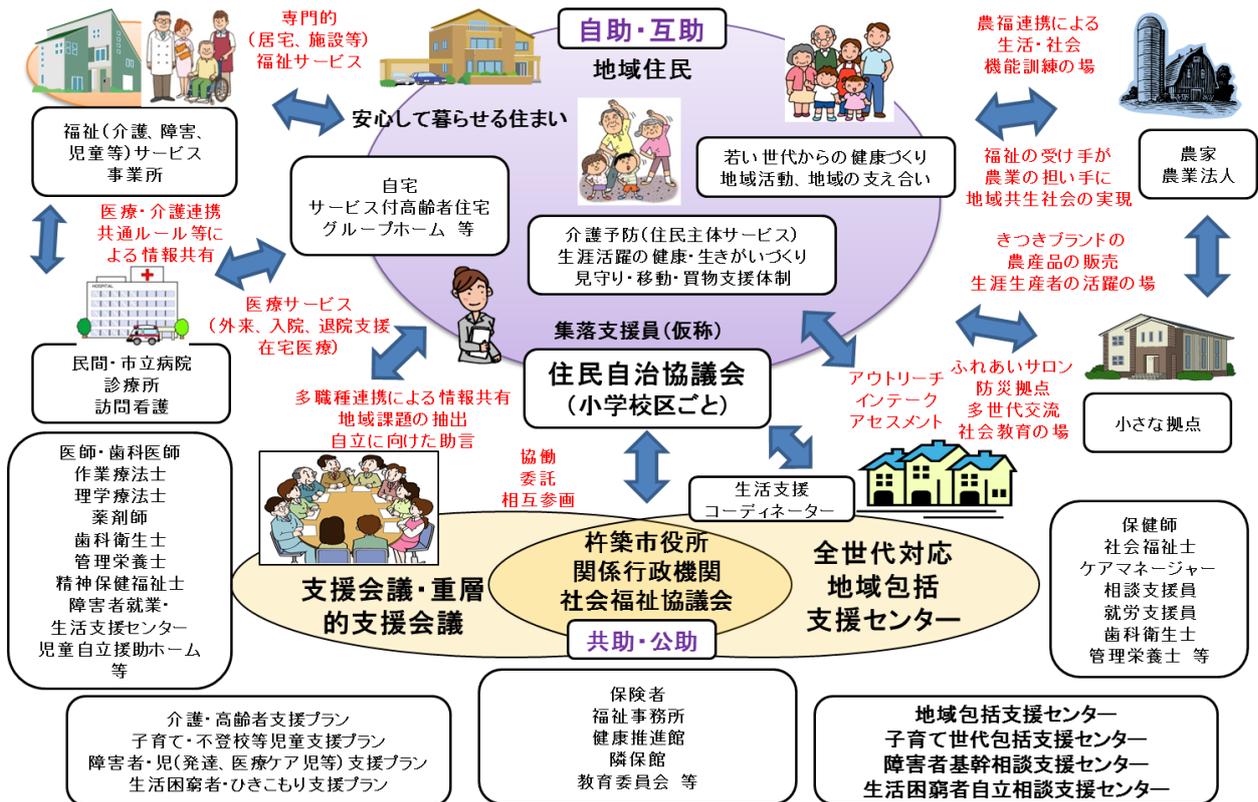
1 現状から導き出される傾向について

- 新型コロナウイルスの感染拡大に伴う交流の機会の減少や参加控えにより、地域住民のつながりが希薄となっています。
- 少子高齢化に伴う人口減少と高齢化の進展が著しく、地域コミュニティが維持できない集落が出現し始めています。
- 地域住民が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができるよう、人と人とのつながりの再構築と地域コミュニティの存続が必要となっています。
- そのためには、家庭や職場・学校以外の地域コミュニティの中に多様なつながりや居場所、役割、生きがい、楽しみを見出すことが必要です。地域行事などの活動、介護予防・健康づくりの活動、ボランティア活動、スポーツや趣味のグループ活動といった社会参加を通じた人と人とのつながりの再構築が必要となります。
- また、地域コミュニティ（住民自治協議会）の主体的かつ自立的な活動を支援し、地域課題の解決に取り組みやすい環境を整備する必要があります。
- 継続的な社会参加のためには、全世代においてライフステージに応じた健康づくりを推進する必要があります。
- 高齢者では、ひとり暮らしや高齢者夫婦のみの世帯が増えていく傾向があり、地域での見守りや暮らしをサポートする機能を整備する必要があります。
- 障がい者については、精神疾患の患者が増加し、社会参加ができないケースが増えてきています。また、親の世代も含めた高齢化が進んでおり、「親亡き後」も考慮した支援体制が必要です。
- 介護と育児のダブルケアの事例に代表されるように、様々な問題が同時にいくつも重なったり、家族全員が何らかの課題を抱えたりといった、課題が複雑化・複合化したケースや制度の狭間にあり、福祉サービスを利用できないといったケースも増えてきています。これらのケースについては個人のみでなく、家族を対象と捉えた包括的かつ重層的な相談支援が必要となります。

2 目指すべき将来ビジョンについて

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会を目指します。

多様な地域資源の協働による「杵築市版地域共生社会」のイメージ



3 施策の方向性について

目指すべき将来ビジョンの実現を目指すため、本計画で取り組む施策の方向性を次のとおりとします。

(1) 住民の自主活動の推進と協働のまちづくり

地域住民が自主的に活動できる体制づくりを推進し、住民それぞれが役割を持ち、行政による「公助」だけでなく、地域を主体とした「自助」「互助」「共助」を組み合わせた、協働によるまちづくりを進めます。

また、地域住民と住民自治協議会、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、社会福祉法人、医療機関、NPO法人、地域ボランティア等の地域団体並びに行政とが連携・協働して地域課題の把握と解決に取り組みます。

(2) 包括的な相談支援体制の進展と自立に向けた支援

子育て世代、高齢者、障がい者、生活困窮者など支援が必要な方に対して、出産前、乳幼児期、修学期、成年期、高齢期に至るまで、それぞれのライフステージに合わせて一貫的かつ継続的な相談支援を行う。

また、重層的支援体制整備事業による参加支援や積極的なアウトリーチを行い課題の早期発見と解決に努めるとともに、既存の制度による支援が行き届かない「制度の狭間」にいる人に対する支援を行う。

また、生活訓練や就労支援の場の提供など、自立に向けた地域での支援体制の整備に努めます。

(3) 生涯にわたる健康づくりの推進と医療提供体制の確保

保健・医療・福祉の連携を強化し、市民が健康で自立した日常生活を営むことを目指して、妊娠期・乳幼児期から高齢期までそれぞれのライフステージにおいて効率的・効果的な健康づくりの推進と生活習慣病の予防に取り組めます。

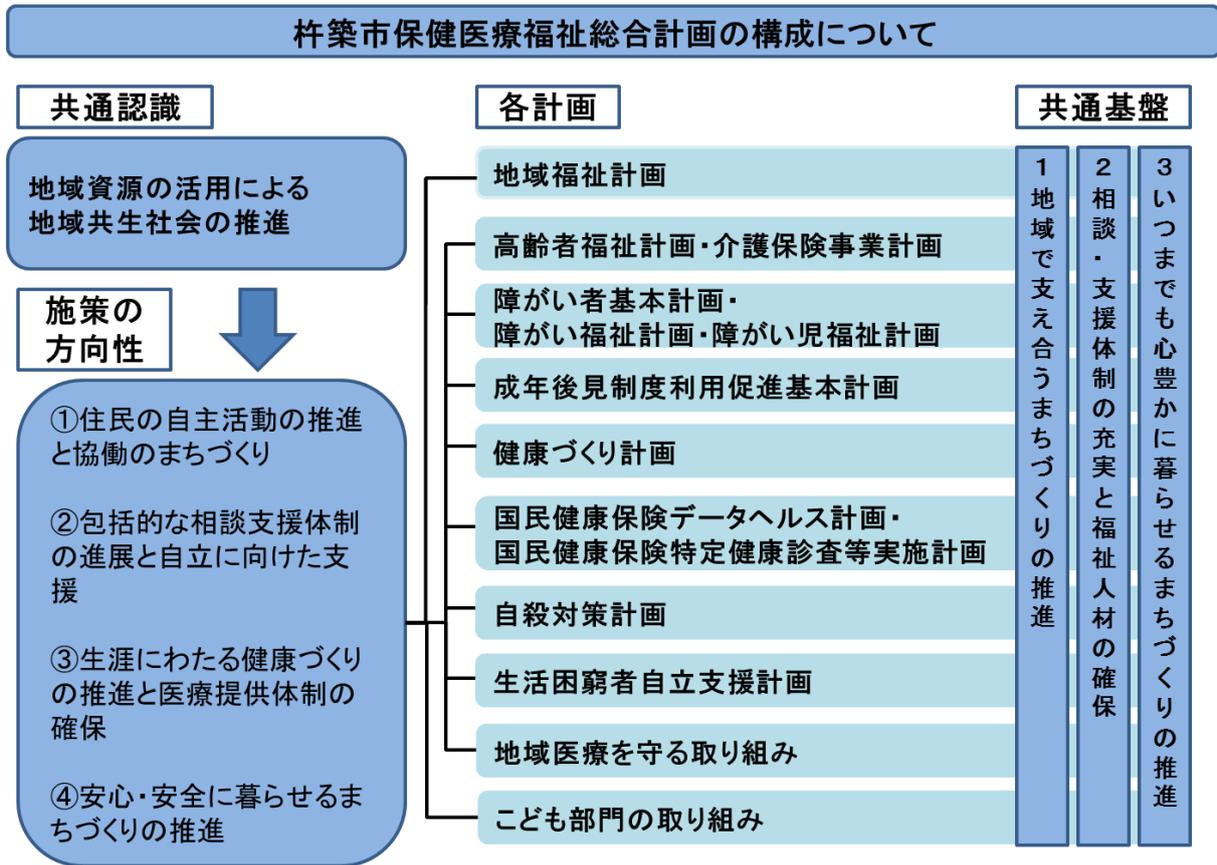
また、市民が疾病状況に応じて必要な医療を受けられるよう、適切な医療を切れ目なく提供できる医療提供体制の確保と総合病院である市立山香病院を中心とした医療機関の連携体制の強化に努めます。

(4) 安心・安全に暮らせるまちづくりの推進

「人・自然・文化が調和した安心・安全で活力あふれるまち」を目指し、誰もが住み慣れた地域の中でいつまでも元気で自分らしい暮らしを続けることができるような環境の整備に取り組めます。

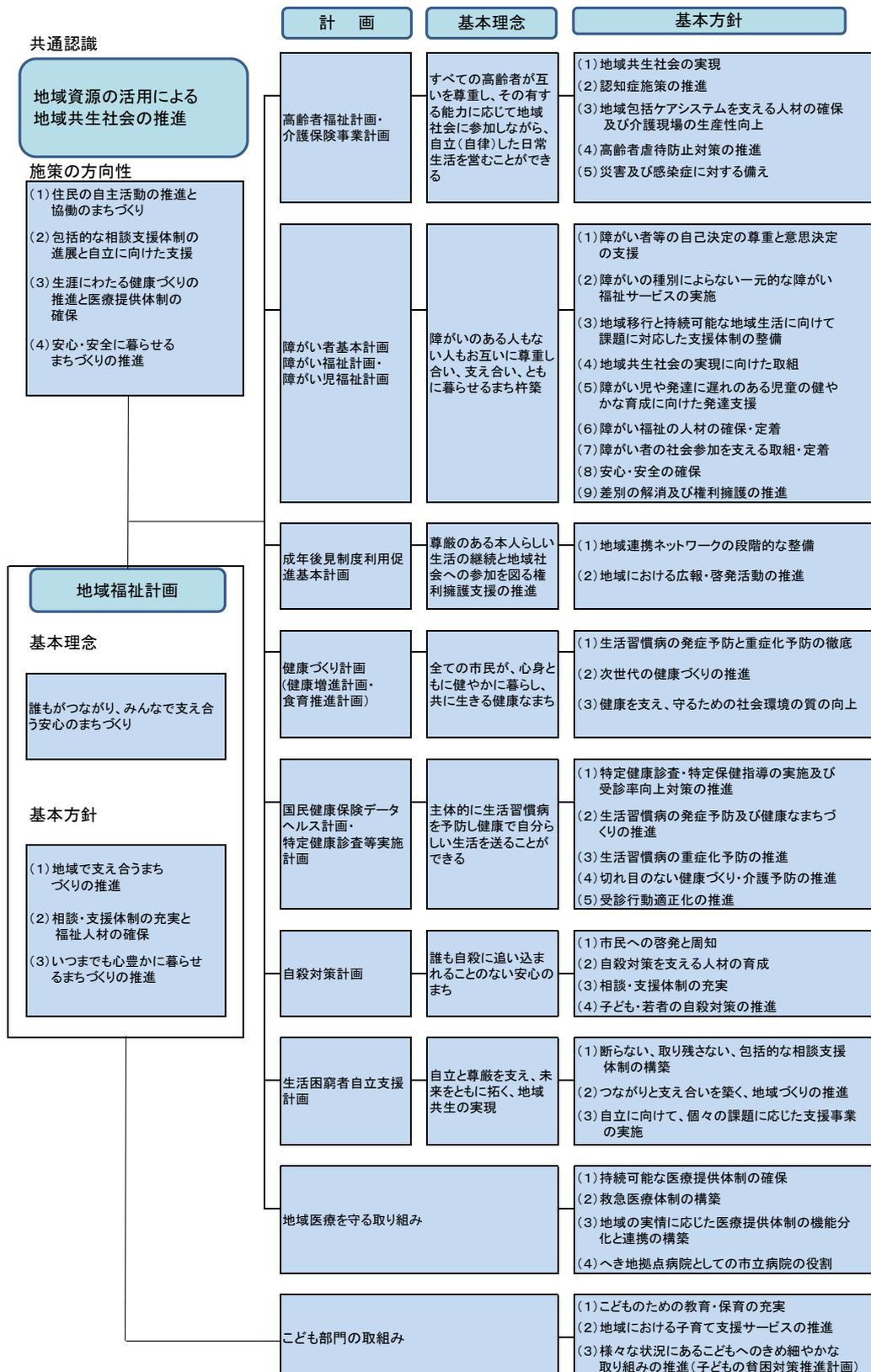
4 杵築市保健医療福祉総合計画の構成について

「地域資源の活用による地域共生社会の推進」という共通認識のもと、実現のための施策の方向性に従いながら、上位計画となる地域福祉計画の基本方針を共通基盤として踏まえつつ、各部門計画により専門的・具体的な施策の推進・展開を図っていきます。



第4節 杵築市保健医療福祉総合計画の施策体系

地域福祉計画の基本理念、基本方針を共通基盤として踏まえつつ、各部門計画それぞれに基本理念、基本方針を定め、専門的・具体的な施策の推進・展開を図っていきます。



第5節 計画の推進及び進行管理

1 計画の推進体制

(1) 地域の各関連機関・関連団体との連携

本計画の推進にあたっては、地域福祉推進の中核である社会福祉協議会をはじめ、保健・医療・福祉・介護の関係機関・関係団体、NPO法人、民間法人、ボランティア団体、市民等との連携を強化し、これらのネットワークの構築を推進することで、地域全体で支え合う地域共生社会の実現に努めます。

(2) 行政内部での関係部署との連携

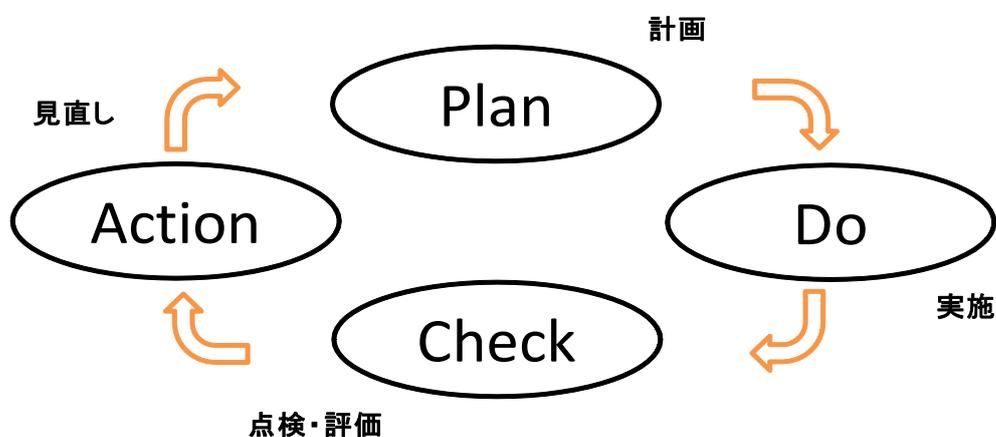
本計画は、保健・医療・福祉分野にとどまらず、教育、住宅、就労、環境、まちづくりなど市民の生活関連分野と深く関わります。そのため、保健・医療・福祉のみならず、計画推進に関わる関係部署との連携を強化して、誰もが安心・安全に暮らせるまちづくりに努めます。

2 計画の公表

本計画については、計画策定後に、市報、市公式ウェブサイト等を通じて広報します。また、計画期間中の変更についても同様とします。

3 計画の進行管理及び点検

本計画の進行管理については、計画の実効性確保の観点から、個別の計画ごとに各種の協議会等（例：杵築市介護保険事業運営協議会（高齢者福祉計画・介護保険事業計画））を活用し、推進状況の把握・点検に努めます。また、PDCAサイクルの考えに従い、施策の推進と管理に努めます。



用語説明

あ行

●アウトリーチ

自発的に援助を求めてこない人に対し、相談機関から地域に積極的に出て対面し、支援が必要な人の発見や潜在的なニーズを把握して援助を行うためのアプローチ。

●アセスメント

利用者が直面している生活上の問題・課題（ニーズ）や状況の本質、原因、経過、予測を理解するために、必要なサービスの提供や援助に先立って行われる一連の手続きのこと。

●インテーク

援助を要する人と援助者が接点をもつ最初の段階。課題状況の把握や援助を受ける意思等の確認を行う受理面接。

●ウェブサイト

インターネットで標準的に用いられる情報提供システムの一つ。複数のページの集まり。

●NPO

営利を目的とせず、政府からも自立して、福祉・まちづくり・環境保全・国際交流・災害援助などの様々な社会貢献活動を行う民間の総称。非営利組織と訳される。

か行

●介護と育児のダブルケア

晩婚化・晩産化等を背景に、育児期にある者（世帯）が、親の介護も同時に担うこと。

●コーホート

ある年、あるいは、ある期一定期間の間に出生した人たち、人の集団。

さ行

●重層的支援体制整備事業

社会福祉法第106条の4に定められた事業。次に掲げる事業を一体的に実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業。

相談支援、参加支援（社会とのつながりを回復するため、既存の取組では対応できない狭間のニーズについて、就労支援や見守り等居住支援などを提供）、地域づくりに向けた支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援（訪問等により継続的に繋がり続ける機能）、多機関協働（世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能）

●住民自治協議会

概ね小学校区域で、地域住民と様々な機能をもった団体が、参画・協力して地域課題を解決する地縁型の地域住民団体。

地域住民の交流を図り、行政との情報共有や支援を受けながら地域の住民が安心して暮ら

せる地域づくりや魅力あるまちづくりを住民が主体となっていく場。

杵築市では、13の住民自治協議会があり、それぞれの協議会で地域の実情に合わせて様々な活動を行っています。

た行

●地域共生社会

子供・高齢者・障害者など、すべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高めあうことができる社会。

●地域ケア会議

個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法。

●地域コミュニティ

居住地域を同じくし、利害をともにする共同社会。生産・自治・風俗・習慣などで深い結びつきをもつ共同体。

●地域包括ケアシステム

高齢者が人生の最期まで住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるために必要な支援体制。

●データベース

コンピューターで、関連し合うデータを収集・整理して、検索や更新を効率化したもの

な行

●ニーズ

需要

は行

●パブリックコメント

公的機関等が命令・規制・基準などを制定・改廃する際に、事前に広く一般から意見を募ること。

●PDCAサイクル

典型的なマネジメントサイクルの1つで、計画 (plan)、実行 (do)、評価 (check)、改善 (act) のプロセスを順に実施する。最後の act では check の結果から、最初の plan の内容を継続 (定着)・修正・破棄のいずれかにして、次回の plan に結びつける。このらせん状のプロセスを繰り返すことにより、品質の維持・向上および継続的な業務改善活動を推進するマネジメント手法をいう。

ら行

●ライフステージ

人の一生を少年期・青年期・壮年期・老年期などに区切った、それぞれの段階。